

初等教科教育法（音楽）の「模擬授業」における実践効果

The Practicing Effect about “Imitation Class” of Elementary Coursework Teaching Methods (music)

高久新吾*

1. 序論

小学校学習指導要領解説「音楽編」¹の第1節、音楽科の目標（1）「表現及び鑑賞の活動を通して」において、具体的に「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」（創作）、「鑑賞」の四つの活動からなる旨、表記されている。浜松学院大学では、平成23年度より、小学校教員養成課程の認可を受け、新たに小学校教諭1種免許状の取得が可能になった。それに伴い、今年度より新たに「初等教科教育法（音楽）」が本学で開講された。²なお、小学校教諭免許状を取得するためには、各教科の「初等教科教育法」は必修科目である。

小学校学習指導要領総説によれば、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、平成20年1月の中央教育審議会の答申において、音楽科改訂の趣旨として、以下のように示されている。

(i) 改善の基本方針

- 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようになるとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導

* 浜松学院大学（音楽教育学）

が一層充実して行われるようにする。

これらの改善の基本方針の下、小学校音楽科の改善の具体的な事項について、次のように示されている。

(ii) 改善の具体的な事項

○ 音楽のよさを感じ取り、思いや意図をもって表現したり音楽全体を味わって鑑賞したりする力の育成や、音楽文化を理解し、豊かな情操を養うことを重視し、次のような改善を図る。

(ア) 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については、例えば、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きによって生み出される音楽的な面白さやよさを感じ取ること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。

(イ) 「音楽づくり」については、生活の中にある音に耳を傾けたり様々な音を探したり音をつくったりして音の面白さに気付くとともに、音を音楽へと構成する音楽の要素や音楽の面白さに触れるようにする。

(ウ) 鑑賞領域においては、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て、それによって音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようとする。さらに、鑑賞領域と表現領域の指導内容との関連が明確になるようにする。

(エ) 唱歌や民謡、郷土に伝わるうたについて、さらに取り上げられるようにするとともに、歌唱共通教材の扱いについて充実を図る。鑑賞教材の選択の観点については、現行で高学年で位置付けられている我が国の音楽について中学年でも取り扱うなどの改善を図る。

(オ) 齊唱や簡単な合唱・合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。音楽学習が児童の生活とかかわりのあるものとなるように、児童が身の回りの音に親しむようにし、児童の生活中でよく耳にする音や音楽とのかかわりを大切にした指導内容を示す。³

講義では半期 15 回で小学校低学年から高学年までの授業展開を習得させなければならぬ。先ず各学年の教科書内容を研究し、先述した四項目の活動について、指導案作成と模擬授業に焦点をあてて、音楽科教科教育の在り方についての実践効果を考察した。以下実践報告とともに、模擬授業の在り方について論述していきたい。

2. 小学校音楽授業の実態：交換授業

交換授業は、教員同士で授業を「交換契約」する事によって得意分野と不得意分野をお互いにカバーし合う形態である。受持（学級担任）以外の先生が教えに来ている授業の中で、「奉仕」授業が 27%，「交換」授業が 66% である事も指摘し、全教科担任制に変容をも

たらしている主要原因としている。以上の事から、「受持（学級担任）」以外の教員が音楽の授業を行うようになった原因は、何よりも「受持の先生」の音楽の指導能力の欠陥にあることが明らかとなる。しかもこの欠陥は、高学年の担任者に顕著であり、かつ女性教員よりも男性教員に著しい。

この事から小学校教育に既に専科性が必要であるとの指摘がされ、特に音楽科教育においては切実な問題として経緯を辿ってきた事は明確である。⁴なお、現在においても小学校高学年の音楽授業は、中学校・高等学校教諭（音楽）取得者、あるいは音楽が得意な教員によって行われているケースが目立つ。浜松市の場合、小学校と中学校とは教員採用試験が共通であり、その中で中学校音楽教諭採用教員が小学校に異動するケースもあり、実際に中学・高校の音楽教員免許を取得、あるいは、楽器の街をピーアールしている浜松市は吹奏楽や金管バンドが盛んであるために、教員採用試験で「音楽」を選択して音楽を得意とする教員の採用率が高いようである。

本学における初等教科教育法（音楽）については、主に中～高学年の授業に対応出来るよう、実際に現在現場で使用されている教科書を研究し、1年次に必修科目として履修した「音楽Ⅰ」と「音楽Ⅱ」で使用したテキスト、ノート等を復習させ、模擬授業への周到な準備をすすめる事から始めた。また、本科目履修者は31名であるが、実際には初等教育専攻は無論、幼稚教育・保育専攻（以下、幼保専攻）学生も小学校教諭免許取得を希望しているため、履修している事を考慮した。

3. 模擬授業計画

3-1. 担当について

先述したように、小学校音楽授業では高学年への指導が一つのハードルである。しかし全ての履修者が小学校教員を目指している訳ではなく、全員が小学校高学年の模擬授業をする必要があるのかを考えてみると、小学校中学年においても高学年とは違った授業方法がある事がわかる。そこで、31名の履修者を8グループに編成し、初等教育専攻と幼保専攻との各学生により担当分けを行った。基本的に初等教育専攻学生へは、高学年（小学5年生か6年生）への授業を担当させたが、各専攻人数に隔たりがあるため、グループによつては初等専攻学生と幼保専攻学生とが混在する。なお、中学年は幼保専攻学生のみで行い、小学3年生と4年生の教科書を使用させた。以下、担当と指導内容である。

- A グループ：中学年・歌唱指導（幼保専攻学生4名）
- B グループ：高学年・歌唱指導（初等教育専攻4名）
- C グループ：中学年・鑑賞指導（幼保専攻学生4名）
- D グループ：高学年・鑑賞指導（初等専攻学生2名、幼保専攻学生2名）
- E グループ：中学年・器楽合奏指導（初等教育専攻4名）

- F グループ：高学年・器楽合奏（鍵盤ハーモニカ、打楽器等の合奏）指導
(初等教育専攻 4 名)
- G グループ：高学年・器楽合奏（リコーダー合奏）指導
(初等専攻学生 3 名、幼保専攻学生 1 名)
- H グループ：高学年・創作指導（初等教育専攻 3 名）

以上グループの内訳である。

3－2. 学習指導案作成と役割

8つのグループ分けと指導内容が決定し、各グループ毎に学習指導案を作成するように指示するが、学生にとって見本なしではどのように作成して良いか難しい。そこでいくつかの学習指導案をインターネットで検索し、それを参考にしながら作成させたが、いくつかの注意点を次に示す。

- ① 3～4名で構成される指導者の誰が主になり、それ以外の学生は何をするのか想定しながら作成する事。
- ② インターネットで検索した様式は、そのまま真似しない。著作権の問題もあるので、必ずオリジナルのものを作成する事。また、創意工夫が見られるようにアイデアを工夫する事。
- ③ 基本的に小学校の一時間授業は 45 分であるが、大学講義での一時間が 90 分であることを見考慮し、入れ替え時間も含め、模擬授業 1 クラスの一時間は 40 分とする事。
- ④ 模擬授業は同クラスの大学生を相手に行うが、小学生を対象に行う事を前提とする。

以上が主な注意点である。

4. 模擬授業と実践

4－1. 歌唱指導

小学校学習指導要領音楽編、第 3 学年及び第 4 学年の内容には以下のように示されている。

中学年の歌唱の活動では、聴唱・視唱の能力、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、声を合わせて歌う能力を伸ばしていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、歌うことが好きという児童の気持ちを大事にしながら、児童が意欲をもって主体的に取り組むような歌唱の活動を進めることが大切なこととなる。そして、そのような歌唱の活動の中で、歌う喜びを味わい、歌うことを通して音楽のよさに触れるような指導が求められる。

中学年では、児童が歌い方の基礎を身に付けたり、思いや意図をもって歌う楽しさを味わったりしながら、〔共通事項〕⁵との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を進めることができである。⁶

一方、第5学年及び第6学年の内容は以下の文言が示されている。

高学年では、これまでに身に付けてきた基礎的な歌唱の能力を発揮して、歌う喜びや歌唱の活動の醍醐味を味わうようになることが大切なこととなる。音楽を形づくっている要素の働きから、楽曲のよさや美しさを感じ取るとともに、作詞者や作曲者の思いや意図を受け止め、それを自分の表現に生かすようにし、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を行うようになることが大切である。⁷

両者を比較してみると、中学年と高学年では「醍醐味」があるか無いかの違いしか見られないが、これが歌唱教材の一つのハードルとして表れた。学習指導案も中学年クラスは5ページによる詳細な計画が見られたが、高学年は3ページとやや簡素化されたものであった。模擬授業の内容では、中学年クラスでは第1リーダーから第4リーダーまで役割が決められており、指導的確度があった。一方の高学年では歌唱教材が難しくなるため、まずピアノ伴奏者はそれに特化し、第1リーダーは決められていたもの、その他の学生は全くのサブ的な存在でしかなく、ただ一緒に立っているだけの学生が見られたのが非常に残念である。

また歌唱指導の難しさは曲そのものにあると言っても過言ではない。実際、中学年クラスで選曲した曲は「ドレミの歌」であり、高学年では「旅立ちの日に」である。この両者を比較して見ても、同じ合唱曲であるが、後者の曲は二声のパートが長三度や短三度音程で狭くなってしまっており、また後半部分がポリフォニー的である。いわゆる芸術的要素が高いものになっており、そこが「醍醐味」である部分と言えよう。

4-2. 鑑賞指導

小学校学習指導要領音楽編、第3学年及び第4学年の内容には以下のように示されている。

中学年の鑑賞の活動では、楽曲を全体にわたって感じ取る能力、楽曲の構造を理解して聞く能力、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を伸ばしていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、音楽を聴いて感動する体験などを大切にしながら、児童が思いや意図をもって進んで聴こうとしたり、音楽を全体にわたって味わって聴いたりする学習活動を進めていくことが重要である。

中学年では、低学年で身に付けた鑑賞の能力を基にして、曲想とその変化を感じ取って想像豊かに聴いたり、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴いたりしながら、聴く喜びを味わうようになることが重要なこととなる。

また、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くようしていくことが大切である。これらの鑑賞の活動を通して、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい鑑賞の活動を進めることが大切である。⁸

一方、第5学年及び第6学年の内容には以下の文言が示されている。

高学年では、中学年までに身に付けた鑑賞の能力を基にして、曲想とその変化などの特徴を感じ取って想像豊かに聴いたり、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴いたりしながら、聴く喜びを深めるようにすることが重要なこととなる。また、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することが大切である。これらの鑑賞の活動を通して、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい鑑賞の活動を進めることが大切である。⁹

この鑑賞指導において中学年グループは、小学校4年生鑑賞教材の「つるぎのまい」（ハチャトゥリヤン作曲）と「白鳥」（サンサーンス作曲）の2曲を取り上げ、それぞれの曲の特徴を聴き比べる、といった内容であった。特筆すべき点は、鑑賞教育において担当の学生にアイデアが見られた事である。それぞれの作曲家をイメージさせるため、教科書には記されていない作曲家（ハチャトゥリヤン、サンサーンス）の肖像画を用意し、見せた事である。このアイデアは、後の高学年鑑賞教育担当学生も注目し、同様に肖像画を用意して模擬授業を行う事に波及した。なお高学年では「マンボNo.5」（ベレス ブラード作曲）と2声のインベンション第1番」（バッハ作曲／ジャック ルーシエ編曲）である。

鑑賞そのものにおいてはCDを事前に準備して1週間前に渡した。当日起こった現象として、中・高学年ともにオーディオ機器の扱いについての知識が無かった事である。音楽室において、CDやDVD等のオーディオ機器について、その扱い方法に苦労するという現象は実際の小学校現場でも起こっているのが現状であり、機器の進化が見られる現代においては、ブルー・レイディスクなどの次世代機器についての知識も必要であろう。

4-3-1. 器楽指導（リコーダー）

小学校3年生以上から、器楽の活動としてリコーダーが含まれてくる。音楽授業の一つのハードルとして、リコーダーを指導するためには自らがリコーダーについての知識や演奏法を熟知していなければ、指導は不可能であろう。

先ず、小学校学習指導要領音楽編、第3学年及び第4学年の内容の一部を以下に示す。

中学年の器楽の活動では、聴奏・視奏の能力、音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、音を合わせて演奏する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、低学年で味わった器楽の表現の楽しさを基盤にしながら、既習の楽器を含めてリコーダーや鍵盤楽器などの演奏に、児童が意欲をもって主体的に取り組むような器楽の活動を実践することが重要なこととなる。そして、そのよう

な器楽の活動の中で、楽器の音色や表現を工夫したり、思いや意図をもって演奏したりする喜びを味わうようにすることが大切である。さらに、児童が楽器の演奏の仕方の基礎を身に付けたり、思いや意図をもって演奏する楽しさを味わったりしながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい器楽の活動を進めることが大切である。¹⁰

リコーダー指導は主に呼吸とタンギング、そして運指法である。この3つの要素を先ず指導者がマスターしていないと演奏指導は不可能である。そこで教科教育法の授業では履修者全員に、ジャーマン式ソプラノリコーダーの購入を条件とした。¹¹

ソプラノリコーダーには先述した「ジャーマン式」と「バロック式」の2種類が存在する。全国的にはジャーマン式で指導している小学校が大半を占めるが、浜松市立の各小学校を調査してみるとほとんどの小学校でジャーマン式を採用している。唯一、静岡大学教育学部附属浜松小学校のみが、バロック式を採用していた。何故ジャーマン式がこれだけ普及し採用されるのかは、一つは運指法が易しい事があげられよう。ジャーマン式はバロック式に比べると、特にハ長調の音階がほぼ、順番通りにリコーダーの穴を塞いでいる指を離していくれば演奏が可能である。一方バロック式では途中で、指を残したまま次の穴を離さなければならないなどの難しさがあるが、元来、リコーダーはこちらが本物と言える楽器であり、人々のリコーダーの姿である。したがってジャーマン式は、学校教育における教育用楽器であり、リコーダー本来のものであるバロック式が教育現場では普及せず、プロの演奏家・専門家や愛好家を中心として使用されているという実態を知る必要がある。

また小学校4年では「サミング」¹²を用いて高音部を発音させたり、シャープやフラットが付いた「派生音」の運指法も指導しなければならない。この事から、リコーダーによる模擬授業は、これらの要素をすべて含むアンサンブル曲、小学校第5学年「威風堂々 第1番」（エルガー作曲）を取り上げ、取り組んでいたが、実際に小学生をに対しての指導を想定してみると、リコーダー指導はかなり教員自身が準備をし、練習したうえで見本演奏を出来るくらいの必要性がある。つまり、リコーダー指導を境にして、音楽授業の得て不得手がはっきりするのではないかという事が容易に想像される結果となった。

4-3-2. 器楽指導（合奏）

器楽合奏では主に打楽器を中心として、鍵盤ハーモニカやリコーダーを交え、更にはピアノ伴奏も含む大がかりな授業である。中学年グループで行った模擬授業では小学校第3学年「パフ」（レナード・リブロン作曲／浦田健次郎編曲）を取り上げ、「合奏の豊かな響きを味わおう」と題して、次のような授業展開を見せた。

「パフ」の合奏使用楽器は、ピアノ、鉄琴、小太鼓、大太鼓、リコーダーの5つとし、各パート分けを行った。そして「パート練習」に様々な工夫が見られ、グループ担当が各パートに担当指導者を付けた。指導案にはパート練習に25分の時間が与えられ、時折個人

指導も行うなど、積極的な授業展開であった。各楽器の指導法についても以下のような留意点が指導案に見られた。

小学3年生 学習指導案（合奏指導）より

図1：授業展開

授業展開

指導計画 2/2時間
目標：合奏の豊かなひびきを味わおう

準備：ピアノ 鉄琴 小太鼓 大太鼓

児童の活動	指導者の活動	時間
<p>1 前回の学習の復習と今日の活動の説明 ○「前回の授業は何をやったか覚えてる？」 ・前回の授業を思い出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前回の学習では、パフを聴いたり歌ったりして自分なりのイメージを表現したことを思いださせる。 今回は、リコーダー以外の楽器も使って「パフ」を演奏してみると告げる。 	5分
<p>2 パートを分ける ○「それでは、パートを分けます。」 ・リコーダー・ピアノ・鉄琴・小太鼓・大太鼓の4つのパートから1つ選ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童をピアノ（2人）、鉄琴（1人）、小太鼓（1人）、大太鼓（1人）、リコーダー（それ以外）の5つのパートに分ける。 ※ピアノ、鉄琴はなるべくピアノなどの経験者から選ぶ。 	5分
<p>3 パート練習 ○「パート練習をしましょう。」 ・各パートで分かれて練習する。 ・パートリーダーを決める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5つの各パートに1人ずつ指導者が付き、指導する。 リコーダーは前回もやっているので場合に応じてリコーダー以外のパートを重点的にみる。 リズムパートは初めに手拍子でリズムを打たせ、実際にたたかせる。 苦手な子には時折個人的指導をする。 	25分
<p>4 全体合奏 ○「それでは、全部のパートを合わせてみましょう。」 ・全体合奏をして音の響きを感じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合奏をしてみて、リコーダーだけの演奏との違いを感じさせる。 音の響き合いで曲の感じが異なることに気付かせる。 	5分
<p>5 まとめ ○「では、今日の感想を書いてもらいます。」 ○「何人かに感想を発表してもらいたいと思います。」 ・授業の感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 友達の意見を聞き、それぞれの価値観を理解させる。 合奏の楽しさを教え、「またやってみたい」などの意欲を育む。 	5分

図2：各パート指導法と留意点

各パート指導法 留意点

リコーダー①

- 一度全員で練習しているので、最初から通して演奏させる。
 - 通して演奏させてみて気になった点（音符の拍、高い音、低い音の出し方等）を教員が注意しながら質の高い演奏を目指す。
- ★自分たちのパートをきれいに演奏するだけでなく、下のパートをよく聞きながら音の重なりを感じることが重要であることを伝える。

リコーダー②

- 低い音（特に初めて吹くレとド）の出し方を特に注意しながら指導する。
- ★主旋律を意識しながら自分のパートとの重なりを楽しみ、演奏すること。

ピアノ

- 教科書に書かれている指番号通りに演奏する。
 - 音符の拍に注意しながら演奏する。
- ★他の楽器の音を気にしながらどのくらいのボリュームで演奏したら良いのかを考える。

鉄琴

- 拍を意識しながら演奏する。
 - 鉄琴を叩くときの強さを意識する。
- ★周りの音を聞きながら強弱を考えて演奏する。

大太鼓

- 休符を意識しながら演奏する。（音の止め方）
 - 小太鼓とのリズムの調整をする。
 - リズムを作る要となっていることを意識しながら演奏する。
 - 周りの音を聞きながら音量を調整する。
- ★他の楽器の音を聞きながら小太鼓とともに演奏をリードしていく。

小太鼓

- バチの持ち方を復習する。
 - 休符を意識しながら演奏する。
 - リズムを作る要となっていることを意識しながら演奏する。
- ★他の楽器の音を聞きながら演奏を大太鼓とともにリードしていく。

4－4. 創作指導

小学校学習指導要領音楽編、第5学年及び第6学年の目標と内容中には「(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する」とある。以下に示す。

この項目は、音楽づくりの活動を通して基礎的な表現の能力を高めることについて示したものである。なお、「音楽づくり」とは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくることである。

高学年の音楽づくりの活動では、音楽づくりのための発想をもち即興的に表現する能力、音を音楽に構成する能力を育てることが指導のねらいとなる。これらのねらいを実現するために、耳を澄まして音を聴き、音の出し方や組合せを工夫したり、音楽の仕組みに着目し、それを手掛かりに音を音楽へと構成したりする活動に、児童が意欲をもって主体的に取り組むようにすることが重要なこととなる。

高学年では、これまでの音楽経験で得た音楽表現など、いろいろな音楽表現から音楽づくりの発想を得て、即興的に表現するようとする。そのためには、音楽の仕組みを生かし、つくる音楽の形やそれに至る方法を考えるなど、見通しをもってまとまりのある音楽をつくるようにすることが大切である。さらに、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって、〔共通事項〕との関連を十分に図り、まとまりのある音楽をつくる喜びを味わうようにすることが大切である。¹³

実際に教科書内では5年生に「旋律づくり」としての創作が課題となっている。旋律づくりとは、いわゆる作曲のようなもので、8小節のうち4小節のみ旋律が書かれており、残りの4小節を完成させる、というものである。この指導法になにが必要なのかは、実際に学生に聞いても答えが返ってこなかったというのが現状である。何故、旋律づくり、いわば作曲について何が必要なのかが分からず、理解出来ない、想像出来ないのかは、旋律を作るためには、その理論が存在するという事が分からなかつたためであろう。具体的には「対位法」である。

そもそも作曲法というものは単体では存在せず、作曲をするためには主に、和声学と対位法から成り立っている。実際には和声学（縦の響きの連鎖）をある程度マスターしてから対位法（単声あるいは多声部による横の響き）を習得するのが一般的であるが、小学校での旋律づくりでは、和声学の習得は必要ない。しかし簡単な対位法は知っておかないと、旋律の創作指導は難しいだろう。具体的に必要な対位法理論を示す。

- ① 最後の音は必ず主音にする。
- ② 順次進行は5音まで。
- ③ 4度以上の跳躍進行は2度下行する。
- ④ 導音は主音へ進行する。(限定進行音)
- ⑤ クライマックス音（一番高い音）を一つ設定する。
- ⑥ 和音的進行は避ける。

初等教科教育法（音楽）の「模擬授業」における実践効果

以上である。小節数にもよるが、特に 16 小節にも及ぶ長い課題には、クライマック音の設定が必要であり、4 小節毎に和声学における「偽終止」（曲が続く感じ）も知っておかなければならないであろう。

模擬授業では事前に担当学生を集め、これらの対位法について教授したうえ、指導案作成を行わせた。なお、この「旋律づくり」は小学校音楽教育の中でも最も難しい指導であるため、あえて、初等教育専攻学生を対象とした。対位法を教授するためには、1 年次必修科目「音楽 I」、「音楽 II」授業内での「楽典」（音楽理論）を完全に習得していないと難しい。そのため、音程や音階、和音等の復習も必要であった。

5. 終論

初等教科教育法の本来の目的として、小学校における授業展開に目が向きやすいが、実はそれ以前の教育実習に向けたものを含んだ上、模擬授業を含めた講義内容でなければならないであろう。広い視点で考えれば、現在の小学校教員は全科目の授業を担当できる事が大前提であり、その中で特に音楽授業は特に高学年において苦手意識が強い事が、小学校現場から聞かれる。また、今回講義内で行った模擬授業は、取り上げた 4 項目から履修生に選択の余地を与え、少しでも自分が出来ると思ったと思われる項目を選択させた。

しかし小学校教員の使命は小学校学習指導要領解説に示されている、全ての学年・項目分野において教科書内容を理解し、授業出来なければならない。そのためには初等教科教育法における、模擬授業は絶対的な効果をもたらし、実践力をつけるという意味で、かなり効果がある結果となった。それぞれのグループ、履修者に創意工夫が見られたアイデアや小学生へ指導するという前提での「指導法」も、ある程度習得出来たであろう。また、学習指導案作成にも各グループによって若干の相違は見られたものの、導入、展開等の時間配分も綿密に計算され、作成されていた。実際に模擬授業を行ってみた場合、想定外の事も起りうるが、それに対しての対応や指導法についても、実践的効果があった事は間違いないだろう。

今後も本学の小学校教員養成において、初等教科教育法（音楽）では、模擬授業を中心に力を入れ、教育実習や教員採用試験に合格出来るよう、実践的な講義・指導を行っていきたい。

注

¹ 文部科学省 平成 20 年 8 月 31 日初版発行 (株) 教育芸術社

² 実際には 2 年次前期開講科目である。したがって第 1 回目の開講は平成 24 年前期からである。

³ 小学校学習指導要領解説 音楽編 pp.3-4

⁴ 高久新吾著 小学校音楽科における専科制度の提唱 浜松学院大学研究論集第 7 号

pp.62-63

⁵ 小学校学習指導要領解説 音楽編 第2章 第2節 2 各領域及び〔共通事項〕の内容
pp.15-19

⁶ 前掲書 p.37

⁷ 前掲書 p.53

⁸ 前掲書 pp.45-46

⁹ 前掲書 p.62

¹⁰ 前掲書 p.40

¹¹ 平成24年度 浜松学院大学 子どもコミュニケーション学科2年次 講義要項（シラバス） p.342

¹² リコーダー裏穴を少し開ける演奏法。

¹³ 小学校学習指導要領解説 音楽編 p.59